

第25回社会保障審議会医療保険部会
(平成19年3月1日)

資料 2

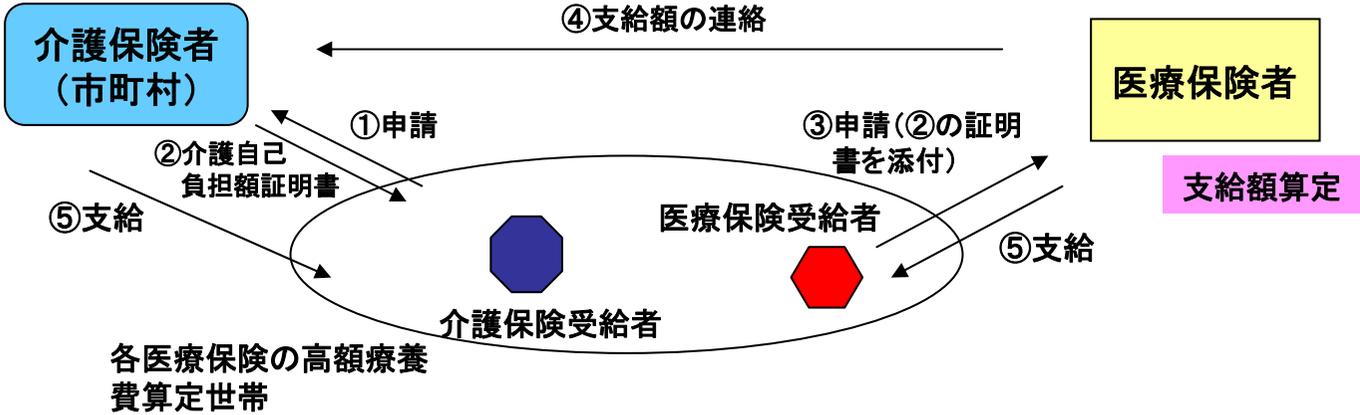
高額医療・高額介護合算制度について

高額医療・高額介護合算制度について

○ 医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する仕組みを設ける。(平成20年4月施行)

○制度の基本的枠組み

- ①対象世帯 医療保険各制度(被用者保険、国保、後期高齢者医療制度)の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で、医療と介護の自己負担額を合算し、新たに設定する自己負担限度額を超える額を支給する。
- ②限度額 年額56万円(老人医療と介護保険の自己負担を合算した額の分布状況を踏まえて設定)を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額を踏まえてきめ細かく設定
 - 後期高齢者医療制度 (一般所得者) 56万円
 - 被用者保険又は国保 (70歳～74歳のみ・一般所得者) 62万円
 - (70歳未満を含む・一般所得者) 67万円
- ③費用負担 医療保険、介護保険両方で、自己負担額の比率に応じて負担し合う。



限度額設定について

- 年額56万円(老人医療と介護保険の自己負担を合算した額の分布状況を踏まえて設定)を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額を踏まえてきめ細かく設定。

		後期高齢者医療制度 ＋介護保険	被用者保険又は国保 ＋介護保険 (70歳～74歳のみ)	被用者保険又は国保 ＋介護保険 (70歳未満を含む)
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円 (56万円の1.2倍)	67万円 (62万円の1.1倍)	126万円 (67万円の1.9倍)
一 般		<u>56万円</u>	62万円 (56万円の1.1倍)	67万円 (56万円の1.2倍)
低所得者	Ⅱ	31万円 (56万円の0.6倍)	31万円 (62万円の0.5倍)	34万円 (67万円の0.5倍)
	Ⅰ	19万円 (56万円の0.3倍)	19万円 (62万円の0.3倍)	

【 参 照 条 文 】

○ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)(抄)〈平成二十年四月施行〉

(高額介護合算療養費)

第百十五条の二 一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

○ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)(抄)〈平成二十年四月施行〉

(高額医療合算介護予防サービス費の支給)

第六十一条の二 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額(前条第一項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。